

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

- 一、 日時 平成二十二年八月二十六日(木) 午後三時三十分から
- 一、 場所 議会棟二階第三委員会室
- 一、 委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名  
(出席委員) 押尾悦子、伊東秀子、大木勉、檜垣進、椎名栄次、鈴木琢雄、向後英夫、小川嘉幸、江波戸義治、及川和俊、古谷宣夫  
(欠席委員) 林眞示、布施保、石毛則男、大木素明  
(市側出席者) 市長(太田安規)、市民課長(大木公男)、税務課長(島田省悟)、健康管理課長(椿隆夫)、同保健師(大木弘美)、市民課主幹(平山新治)、同主査補(熱田誠寛)

議事及び概要

報告事項

平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

その他

開会(午後三時二十四分)

事務局(主幹)

本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、平成二十二年年度匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催します。本日、司会進行を務めさせていただきます市民課国保年金班の平山と申します。よろしくお願いいたします。まず、開会に当たりまして、今までの委員の任期は、平成二十二年八月十六日で満了となっておりますので、委員の皆様方には市長より新たに委嘱書を交付させていただきます。それでは、恐れ入りますが、順に交付をさせていただきますので、自席でご起立くださいますようお願いいたします。

(市長より委員に委嘱書を交付)

事務局(主幹)

以上をもちまして、委嘱書の交付を終わります。委員の皆様方の任期につきましては、平成二十二年八月十七日から国民健康保険法施行令第四条に基づきまして、二年間となっております。国保運営につきま

して、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局（主幹　　）

続きまして、太田市長より御挨拶を申し上げます。

太田市長

本日は、皆様方には大変お忙しい中、また、残暑厳しい中、国保運営協議会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、日頃から国保運営を始め、市政全般にわたり、御指導と御協力を頂いておりますことに、この場をお借りいたしまして、重ねて感謝を申し上げます。

先ほど委嘱書を交付させていただきましたが、これまでお願いしておりました委員の皆様が満了となりまして、今回、各方面、各団体の方々の御協力を得て新たな委員の皆様による匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催させて頂いたところでございます。

本市の国保加入者数は、本年七月末で一万六千四百八十六人、加入世帯数は七千八百十六世帯となっております。

前年度と比べますと、加入者数が二百八十三人、世帯数が四十八世帯減少しており、全人口に対する加入率は四十・九パーセント、全世帯に対する加入率は五十五・六パーセントとなっております。

平成二十一年度国民健康保険特別会計の決算の状況等につきましては、後ほど担当課長より説明をさせていただきますが、昨年度に策定しました「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画」に記載しておりますとおり、財源補てん分として三億円を一般会計から繰り入れたことにより、かろうじて国保会計の黒字を確保したところでございます。

これは、歳入の根幹を占める国民健康保険税が景気低迷等の影響を受け、依然として低下傾向であるにもかかわらず、高齢化の進展や医療の高度化等により、引き続き医療費は伸び続けている状況であることに起因しているものと考えられます。

また、現在国では、新たな高齢者の医療制度を検討している中で、平成二十五年度から後期高齢者医療制度加入者のほとんどを国保に加入させる方向で検討が進められているため、今後の国保制度については、国等の動向を注視していかざるを得ない状況となっております。

本日の会議におきましては、会長及び会長代理の選任を頂いた上で、「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を御報告させていただきます。

委員の皆様方には、今後の国保運営に対する御意見を賜りますとともに、慎重審議の上、御承認頂きますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

事務局（主幹）

ありがとうございました。  
次に、各委員の紹介に入らせて頂きます。  
それでは、たいへん恐縮ですが、鈴木委員から順に自己紹介にてお願いいたします。

（出席委員から自己紹介）

事務局（主幹）

ありがとうございました。  
なお、本日欠席されております委員は、被保険者代表の林眞示委員、布施保委員、保険医代表の石毛則男委員、大木素明委員の四名でございます。よろしくお願い致します。

続いて、本日事務局として出席しております職員の自己紹介を税務課長からお願致します。

（事務局職員から自己紹介）

事務局（主幹）

以上をもちまして、自己紹介を終わらせて頂きます。  
次に入る前に、本日の資料について確認させて頂きます。  
まず始めに、事前にお配りいたしました資料について、ご確認をお願いいたします。

まず次第、委員名簿、「匝瑳市国民健康保険条例」、「匝瑳市国民健康保険条例施行規則」、次に報告事項としまして「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」までが事前にお配りしてある資料です。

また、当日資料と致しまして、「平成二十二年度特定健診等実施状況」及び「席次表」をお配りしてあります。加えて、参考資料と致しまして、「ちば広域連合だより第八号」及び「ジェネリック医薬品希望カードとリーフレット」を配らせて頂いております。  
配布漏れ等はありませんか。

事務局（主幹）

ここで、少しお時間を頂きまして国民健康保険運営協議会の位置づけ等について、少し説明させて頂きます。  
最初に、お配りしております「匝瑳市国民健康保険条例」及び「同施行規則」を御用意いたします。

協議会の設置については、国の法律であります国民健康保険法第十条がその根拠となっております。第十一条には、「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営

協議会を置く。」ことになっております。

また、国民健康保険法施行令には、第三条に協議会の組織について、第四条に委員の任期について、第五条に会長について定められております。

ここで、国民健康保険条例をご覧ください。

国の規定を受けて、匝瑳市の国民健康保険条例第二条では協議会委員の定数を定めております。第一号から第三号委員として各五名、計十五名の方に委員をお願いしております。第三条は、協議会に關し必要な事項は、規則で定めることとされております。

次に、国民健康保険条例施行規則について説明させていただきます。協議会に關する条項としましては、第二条から第十六条までとなっております。この中には、委員の委嘱、所掌事項などの協議会の運営について定められておりますが、詳細については、お配りしております施行規則を確認して頂くこととしまして省略させていただきます。

#### 事務局（主幹）

続いて、「ジェネリックカード医薬品希望カード」の配布について説明させていただきます。このカードの配布については、国の政策及び国保財政健全化計画の一環として実施したものであり、広報六月号でも御案内のとおり、ジェネリック医薬品についての周知を図るとともに医療費の削減に寄与できるよう国保税納税通知書に同封して国保全世帯に配布したものです。

以上で、説明を終わらせて頂きますが、何か質問等がございますか。

#### 事務局（主幹）

特に無いようですので、次に入らせて頂きます。

次第五の「会長及び会長代理の選任について」でございますが、繰り返しになりますが、前任者の任期は平成二十二年八月十六日まででした。これまでは、会長として向後英夫委員、会長代理として小川嘉幸委員にお願いしておりました。大変ありがとうございました。

今回新たに「匝瑳市国民健康保険条例施行規則」第五条第一項の規定により、「協議会に会長及び会長代理各一人を置き、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。」と定められておりますので、公益代表の委員の方から選任頂きたいと思っております。

#### 事務局（主幹）

はじめに会長の選任をお願いしたいと思いますが、参考までに前回は、指名推薦の方法によって選任をされております。

委員の皆様にご異議が無ければ、指名推薦による選任でも結構でござ

ございますが、選任はいかがいたしましょうか。

(指名推薦で異議なしとの声)

事務局 (主幹)

それでは、指名推薦でとの意見がございましたので、どなたか指名を頂けますでしょうか。

(委員挙手)

委員

公益代表からの選任でございますので、向後英夫委員に引き続いて会長職をお願いしたいと思います。

事務局 (主幹)

ありがとうございます。今、委員から引き続き向後委員に会長をお願いしたいという意見がございましたが、みなさんいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 (主幹)

それでは、会長は向後委員をお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選任をお願いします。会長の選任と同様ですが、選任はいかがいたしましょうか。

(指名推薦で異議なしとの声)

事務局 (主幹)

それでは、指名推薦でとの意見がございましたので、どなたか指名を頂けますでしょうか。

(委員挙手)

委員

小川嘉幸委員に引き続いて会長代理職をお願いしたいと思います。

事務局 (主幹)

今、委員から引き続き小川委員に会長代理をお願いしたいという意見がございましたが、みなさんいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 (主幹)

ありがとうございます。それでは、会長代理は小川委員をお願いします。

たします。よろしく願いいたします。

事務局（主幹）

それでは、ご協力ありがとうございました。会長には向後英夫委員、会長代理には小川嘉幸委員と決定いたしました。これからよろしく願いいたします。

ここで、会長となられました向後委員及び会長代理となられました小川委員に、それぞれ御挨拶を頂きたいと思えます。

最初に、向後会長様からお願いいたします。

会長

ただいまご選任をいただきました向後でございます。引き続きまして会長を仰せつかりましたが、大変責任の重さを感じております。ご承知のように社会保障の中でも医療にかかわるこの国民健康保険制度は私たちひとりひとりが安心して生活していくために大変重要な、大事な制度でございます。このような制度を維持・存続させるためにはみなさんが加入して助け合って維持していかなければなりません。しかしながら、匝瑳市においては保険税滞納等の問題を含めて課題があります。したがって、私もこの機会をいただきまして国民健康保険制度を勉強させていただきました。これらの課題の認識を深く持つたうえでこの運営協議会に参加させていただいていますが、皆様方の御協力とあわせてご指導を頂きながらこの運営をして参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（主幹）

ありがとうございます。次に、小川会長代理様からお願いいたします。

会長代理

ただいま会長代理に選任されました小川と申します。会長からも話がありました。が国保会計の財政状況を見ても大変厳しい状況におかれております。しかしながら非常に重要な制度でございますので、協議会の仕事も大変重いものもあると思えますが、微力ではございますが向後会長とともに一生懸命努めて参りたいと思えますのでどうかよろしく願いいたします。

事務局（主幹）

ありがとうございます。

それでは、次第六に入らせて頂きますが、施行規則第六条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、早速ですが、向後会長様、議長席にお移り頂き、議事進行についてよろしくお願い

いたします。

議長（会長）

それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力くださいますようお願いいたします。

本日の出席委員数は、十一名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議事録署名人の選出でございますが、今回は被保険者代表の伊東秀子委員と公益代表の古谷宣夫委員にお願いいたします。

本日の議題でございますが、報告事項「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」及び「その他」であります。

それでは、報告事項「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（市民課長）

それでは、平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

（内容説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何か御意見御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

（委員挙手）

委員

療養給付費の一般分について、平成二十年度に比べて平成二十一年度が約一億円増加しているが、一人当たりの給付費の増加なのか受診件数の増加によるものなのか教えていただきたい。

それともう一点、拠出金の関係で共同事業交付金あるいは安定化事業交付金が交付金に対して拠出金の額が大きいがこの状況について教えてください。

事務局（市民課長）

療養給付費の一般被保険者分の増加の要因でございますが、一人当たりの給付費が平成二十年度と比較して八千八百八十七円増加しております。また、受診一件当たりの給付費が五百十四円増加しております。被保険者数では二百十八名ほど減少してありますが一人当たりの給付費の増加が大きく、これによって約一億円の一般被保険者分の療養給付費が増加しております。

次に、共同事業拠出金の関係でございますが、保険財政共同安定化

事業あるいは高額医療費共同事業につきましては、千葉県内の市町村保険者が共同で行っている事業ですが、高額な医療費が年度内に多く発生してしまった市町村に交付金を多く交付して救済する制度でございます。交付金が拠出金よりも少ないということは、県下平均からみると本市は高額医療費が少なかったというところでございます。

ただ、全体的には医療の高度化により医療費が増えていきますので、毎年全体的には拠出金が増えており、拠出超過が続いている状況でございます。

委員

わかりました。

議長（会長）

他にどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

決算について、歳入十一款の繰入金の財政安定化支援事業繰入金・その他繰入金・財政調整基金繰入金の三つについてももう少し詳しく教えてください。

事務局（市民課長）

まず、保険基盤安定繰入金については、保険税が所得に応じて軽減されます。平成二十一年度は、六割軽減・四割軽減がございました。その軽減分が本来いただける保険税から減って、税収がマイナスとなってしまうため、軽減分のうち県が四分の三、市が四分の一の割合で国保会計に補填していただけるものでございます。

次に、その他繰入金については、平成二十一年度国保財政が非常に厳しい状況になりましたので、当協議会でも御審議いただきましたが法律に定められたものでなく法定外の特別繰入金でございます。

最後に、財政調整基金繰入金については、平成二十一年度の繰り入れでほぼ終わりでございます。平成十八年の合併当初には四億円ほど財政調整基金がありました。毎年度取り崩してきた結果として平成二十一年度で百六十五万円を残してほぼ使い切った状況でございます。この理由として、これまで医療費等が上昇してきたなかで保険税率の引き上げをせずこの基金で補ってきたというのが大きな理由でございます。

委員

わかりました。



議長（会長）

他にはどうでしょうか。

（委員挙手）

委員

平成二十一年度の千葉県の実納率及び千葉県平均・旭市の実納率を教えてください。

事務局（税務課長）

平成二十一年度の国民健康保険税の徴収率についてでございますが、旭市の現年度分は八十七・二二パーセント、滞納繰越分は十四・一七パーセント、現年・滞納の合計で六十三・六八パーセントでございます。千葉県の市平均については、現年度分は八十六・三一パーセント、滞納繰越分は十四・〇三パーセント、合計で六十三・四九パーセントでございます。町村を含めました県内五十四市町村の平均を申し上げますと、現年度分は八十六・三七パーセント、滞納繰越分は十四・一パーセント、合計は六十三・六三パーセントでございます。

委員

旭市に比べると滞納繰越分が年々低くなってきていますよね。税務課でも日曜出勤や夜間臨戸をしている収入率向上に努力されていますが、昨年度の会議で悪質な滞納者に対して弁護士とそういったケースを相談して収納率の向上に努めるといったことも伺いました。その後、弁護士との相談を検討されているのか。収納計画全体を見渡した実施要綱を作成して滞納問題について検討していきたいという話もあったがその後の対応をどうされたのか伺いたい。

事務局（税務課長）

国民健康保険税の滞納分の徴収率については、千葉県下の平均あるいは近隣市町と比べてまいりたいと認識しております。また、昨年十二月議会に国保税の引き上げを提案し、その前段としてこの協会で議論していただきました。滞納分の圧縮は税務課としても強く認識しております。

そこで、平成二十二年度の事業としましては二点ほど新たに取り入れたものがございます。

一点目は、滞納整理推進本部を設置しまして対策を講じることといたしました。本部長には市長自ら就任していただきまして、本部の下に管理職を対象とした特別対策推進本部を設置することといたしました。

二点目は、滞納者の実態把握をするために滞納者の担税力を審査する判定審査会を設置したところでございます。この判定審査会に税務

課から審査をお願いしまして、担税力のない方については滞納処分の執行停止、あるいは担税力が十分であると認められる方については差し押さえ等の毅然とした態度で臨むというのがこの対策本部の設置の目的でございます。

それから、収納計画につきましては徴収率を明確に示しまして、またあわせまして今後の方針を徴収計画として示したところでございます。平成二十二年度に入りまして、この委員会でも以前にご説明申し上げましたとおり、滞納者、かつ担税力のある方については毅然とした態度で臨んでいるところでございます。

平成二十一年度の差し押さえ件数は二十一件でございましたが、平成二十二年度はいま現在で五十一件の差し押さえを実施しております。差し押えの金額につきましては千三百二十万円で、差し押さえ金額に対しまして収納した金額は千二十万円で、だいぶ件数多くいま現在は滞納処分にかかっております。今後の方針としましては、この滞納処分は収納計画または対策本部等の方針に基づいて進めて参ります。もう一点は、国保の健全化計画の中でも示させていただきましたが、資格証明書の発行も強化していただければ差し押さえとの体制は失われないものと考えております。従いまして、資格証明書については市民課の所管になりますが、市民課のほうでも基準を作りましてそれに則って強化していく必要があるのではないかというのが税務課の考えでございます。

委員

昨年の協議会で話がでていました、弁護士への相談や実施要領の作成はせずに、先ほど言われたような推進本部等の体制で努力しているという理解でよろしいでしょうか。

事務局（税務課長）

自分のところで出来るものは処理して行って、そういう相談をしなければならぬものについては今後相談していくケースも発生するとご理解いただきたいと思います。

委員

いずれにしても、六億七千万の滞納は大きな額で、現年度繰り越し分の決算処理よりも多くなっているのではないかと懸念しております。いろいろな対策をしていたらいいようにございますが、なお一層の努力をお願いしたいという要望をしたいと思います。

議長（会長）

はい、では要望としてよろしくお願いいたします。

（委員挙手）

委員

関連でございますが、収納率の低下と時効の問題を危惧されているかどうかをお聞かせください。

事務局（税務課長）

時効は、現在は五年でございますが、これを中断させる方法についてはいくつか方法がありますが、一般的には差し押さえをして中断をさせる方法があります。そのほかに、一部納付や納付誓約も時効の中断につながりますが、今後この時効の中断が効果的なのかどうかを含めて私どものほうで収納対策に基づいて検討してまいりたいと考えております。

委員

全国的な滞納分増加なのでしようけど、料と税の違いはあるにしても時効により納付をしなくてもよいという意識が高まってしまったり財政的にも厳しくなってしまうと危惧しています。今後とも対応をよろしく願います。

議長（会長）

他に質疑がないようですのでお諮りをいたします。

報告事項「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（会長）

ご異議なしと認め質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」承認される方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（会長）

ありがとうございました。挙手全員賛成であります。

よって、報告事項「平成二十一年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」は原案のとおり承認されました。

次に、その他に入らせていただきます。その他として事務局からなにかありますか。

（事務局健康管理課長挙手）

事務局（健康管理課長） 健康管理課より平成二十二年特定健診等実施状況について説明を

させていただきます。

(内容説明)

議長 (会長)

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明についてのご意見・ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員

この制度については平成二十四年度まででしょうか、それまでに目標を達成しそうなのでしょうか。

事務局 (健康管理課長)

平成二十四年度までに目標六十五パーセントですが、実施状況を見て頂くとお分かりだとは思いますが、非常に厳しい状況となっております。よく医師会の先生方とお話をさせていただきますが、分子の受診者を増やしていくためにいろいろな勸奨を行ったり、健診方法も変えたりしておりますが伸び悩んでおります。つぎに、分母の対象者については、施設入所者等であれば対象から外すなどして整理していかなければ目標値達成に近づくことに関しては厳しいものと思っております。

委員

千葉県内の状況はいかがでしょうか。

事務局 (健康管理課長)

平成二十一年度健診等の結果が確定するのはまだ先なのでわかりませんが、平成二十年度の結果としては、県内平均二十八・八パーセントと低くなっております。

委員

わかりました。ありがとうございました。

議長 (会長)

他に意見等がないようですので、本件を打ち切ります。  
その他として、何かございますか。

(委員挙手)

委員

平成二十二年度に保険税引き上げになりました、平成二十一年度の調定額と比較していかがでしょうか。

それと、平成二十二年度で健全化計画では七千五百万円の一般会計

から繰り入れとなっていますが現時点で見通しはいかがでしょうか。

事務局（税務課長）

平成二十二年六月に国保税の算定を行いました。その結果、調定額ベースで約十五億五千五百万円に対し、平成二十一年度の決算が十四億二千七百万円であったため約一億二千二百四十万円の増額でございます。

この十五億五千五百万円については、昨年十二月の税率改正時に試算をした結果、評価額ベースで十六億四千四百万円ほどを見込んでいました。従いまして、差し引き九千四百五十万円ほどが当初予定よりも減収となりました。この大きな理由としましては、低所得者に対して均等割りと平等割を軽減する制度がございまして、この軽減については基盤安定事業として県・市が補てんした額が四千万円となりました。

先ほどの九千四百五十万円のうち四千万円が軽減措置の関係によって減収となりました。この四千万円については、一般会計から補てんすることになります。あとは、約五千四百五十万円につきましては所得の落ち込みによりまして、当初の算定した段階と比べて所得割が伸びなかったからでございます。以上でございます。

委員

それでは、現状の見通しとして一般会計から七千五百万円の繰り入れでは厳しいということですか。

事務局（税務課長）

そうです。結論からしますと厳しい状況でございます。

委員

平成二十二年度については、また一般会計から七千五百万円以上の繰り入れがないと現状では赤字になると理解してよろしいのですね。

事務局（税務課長）

はい、そうです。

委員

保険税引き上げに対して、市民から税務課へのいろいろな御意見等がありましたか。

事務局（税務課長）

税務課では、今回の引き上げが大幅になるということで、広報そうさを通じて二月と六月に健全化計画の内容とあわせて税率が変わりました事をお知らせいたしました。この影響もあると思えますが、この税率引き上げにつきましてはかなり長期間議論していましたので、その様子を市民の方もある程度察していたようで実際に納税通知書を

発送してからの問い合わせは例年よりも多くなかったというのが現状  
でございました。

委員

わかりました。

議長（会長）

他にないようですので、以上をもちまして本日の議事は滞りなく終  
了いたしました。皆様方の御協力に心から感謝申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず御出席いただき、また慎重審議あり  
がございました。

皆様方におかれましては、暑い日々が続いておりますが、御自愛の  
うえさらなる御活躍を御祈念申しあげまして御礼とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。以上で、散会と致します。

閉会（午後四時四十三分）